

## 一般社団法人日本神経学会委員会に関する細則

2011年5月17日制定

2020年8月31日改正

### (適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本神経学会(以下、当法人という)の定款第26条に基づき設置する委員会の構成および運営に必要な事項を定める。

2 この細則の規定により運営し難い委員会については、理事会はその委員会に関する運営規則を別に定めることができる。

### (設置)

第2条 当法人が企画する各種事業を円滑に運営するために、理事会の議を経て委員会を設置する。

### (権限)

第3条 委員会は、理事会の決定に従い会務を執行するほか、代表理事の諮問に応じて会務に関する事項を審議し、代表理事に答申する。

### (種類)

第4条 委員会は、常置委員会および特別委員会に区分する。

2 特別委員会は、当法人の運営にあたり特に重要な事項の審議に限って設置するもので、設置期間は2年を限度とする。ただし、2年を越えて設置する必要がある場合または設置期間を延長する必要がある場合は、理事会の議を経て設置期間を定めることができる。

### (構成)

第5条 委員会の構成は、委員長および委員若干名とし、必要に応じて副委員長を置くことができる。

2 常置委員会および特別委員会の委員長には、原則として理事をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の指示により委員長の職務を代理する。

5 委員会には委員長および委員のほか、委員会が所掌する会務に関して特に助言を受ける必要がある場合、アドバイザーを置くことができる。

ただし、アドバイザーは、議決権を有しないものとする。

### (委員長および委員の委嘱)

第6条 委員長は、理事会の議を経て、代表理事がこれを委嘱する。

2 委員およびアドバイザーは、代表理事と委員長が推薦し、理事会の議を経て、代表理事がこれを委嘱する。

3 委員は、原則として理事ならびに代議員より選任する。ただし、任務遂行に必要な場合には、代議員以外の正会員、名誉会員、功労会員および非会員の有識者(以下「外部委員」という。)を選任することができる。

4 アドバイザーは、前項ただし書きの規定を適用し、選任するものとする。

#### (定年)

第7条 委員長および委員の定年は65歳とする。ただし、理事会が特に必要と認めた場合は、70歳（以下「特例定年」という。）まで延長することができる。

2 前項で規定する定年および特例定年の年齢の基準日は、学術大会開催期間の最終日の月の末日とする。

3 前項で定める定年および特例定年は、外部委員およびアドバイザーには適用しないものとする。

#### (特例定年の適用)

第8条 特例定年の適用は、専門性や学会運営の実績等を考慮し、理事会の承認を得て行うものとする。

2 前項の規定に基づき理事会の承認を得ようとする場合は、委員長については代表理事が、委員については代表理事が当該委員会の委員長と協議して提案するものとする。

#### (任期)

第9条 委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、これにより難しい場合は、理事会が別に定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が退任する場合には、委員およびアドバイザーは、委員長の退任日をもって任期満了とするものとする。

#### (再任)

第10条 前条第1項の委員長、委員およびアドバイザーの再任は妨げない。ただし、委員長は、原則として連続して2期、委員は連続して4期までとする。

2 前項ただし書きについて、外部委員およびアドバイザーには適用しないものとする。

#### (任期開始日)

第11条 委員長、委員およびアドバイザーの任期開始日は、理事会が承認した翌日とする。

2 委員長、委員およびアドバイザーを委嘱しようとする場合、原則として任期開始日が同日となるよう理事会の承認を得るものとする。

第12条 委員長および委員は、任期中に定年または特例定年を迎えた場合は、定年または特例定年を迎えて最初に到来する任期満了の日に退任するものとする。

#### (小委員会)

第13条 委員会は、その職務を分担する専門部会として、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の構成、委員長および委員の選任、任期および会議の運営については、第5条から第9条の規定を準用する。

(会議)

第14条 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(テレビ会議等)

第15条 委員長は、テレビ会議、電話会議システム、電子メールなどインターネットを活用したシステムを利用して会議を開催することができる。会議成立および議決の要件は、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(報告)

第16条 委員会および小委員会の委員長は、審議内容および活動状況を理事会に報告しなければならない。

(経費)

第17条 委員会の活動にかかる諸経費は、当法人が負担する。委員は、無報酬とする。

(細則の変更)

第18条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会で承認を要する。

附則

この細則は、2011年5月18日から施行する。

附則

- 1 この細則は、2020年8月31日（社員総会承認日）から施行する。ただし、第9条第2項および第11条第2項は2021年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行時、委員の任期が再任制限（4期）を超えている場合、任期を1期延長することができる。
- 3 この細則施行時、委員長または委員が定年または特例年齢を越えている場合 任期を1年延長することができる。